

# 独立行政法人整理合理化計画の取組状況

(各独立行政法人について講ずべき措置)

平成20年10月8日

行政改革推進本部事務局

この資料は、独立行政法人整理合理化計画のフォローアップの一環として行った調査(平成20年8月末時点)において、各府省から提出された回答を行政改革推進本部事務局において取りまとめたものである。

# 目 次

1. 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）の考え方	1
2. 各独立行政法人について講ずべき措置に対する取組状況の概要	2
3. 事務・事業の見直し等の取組状況（例）	4
4. 法人の廃止・民営化の取組状況	12
5. 統合・他機関への移管の取組状況	14
6. 非公務員化の取組状況	16
7. 組織の在り方を検討すべき法人の取組状況	17

# 1. 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)の考え方

## □ 事務・事業の見直し等

国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独法が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進

## □ 法人の廃止、民営化等

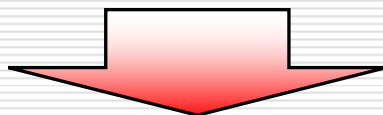
- ①事務・事業の見直しを踏まえ、組織を存続する必要が認められないものは廃止
- ②事業性が認められ、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものは民営化、全額政府出資の特殊会社化

## □ 統合、他機関・地方への移管

類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人、小規模な法人であって業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合や他機関への移管

## □ 非公務員化

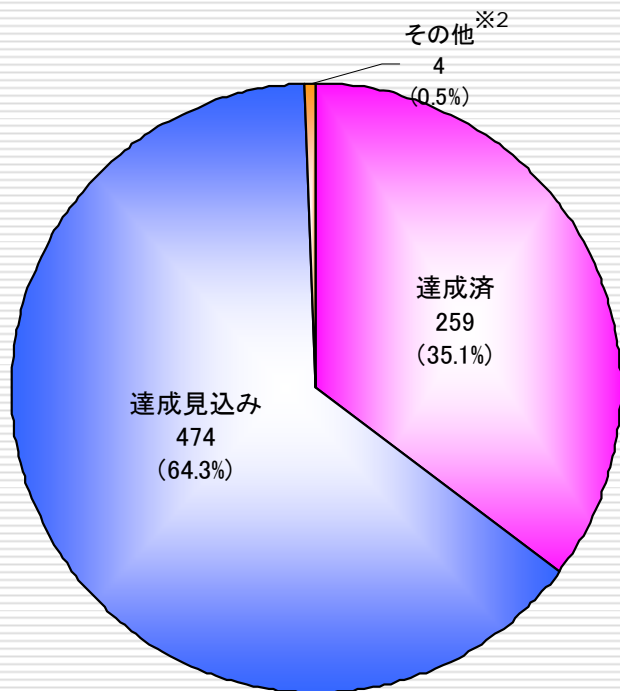
役職員に国家公務員の身分を与えることが不可欠と認められないときは、特定独立行政法人の役職員を非公務員化



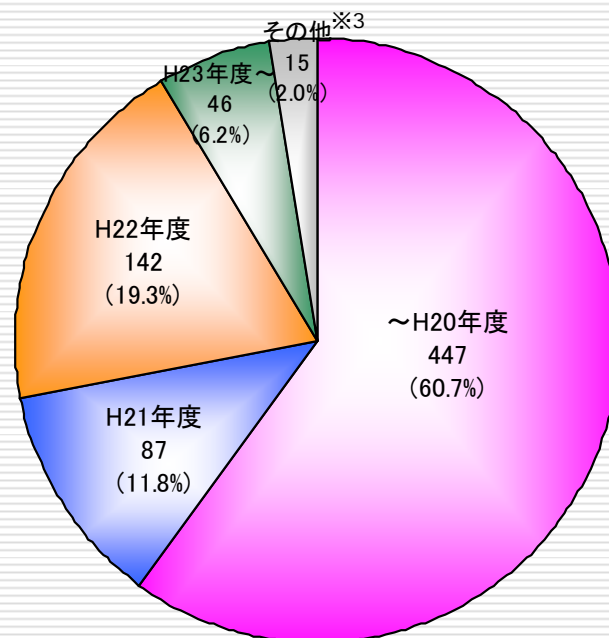
上記の考え方のもと、各独立行政法人について講ずべき措置を決定

## 2. 各独立行政法人について講ずべき措置に対する取組状況の概要

### 達成状況



### 達成時期



**措置すべき事項の総数※1 = 737**

- ※1. 「措置すべき事項の数」とは、独立行政法人整理合理化計画別表に記載されている各事項（文頭に○を付しているもの）の総数としている。ただし、一つの事項の中で達成状況・年度が異なるものがある場合には、当該事項を細分して事項数に加算している。
2. 達成状況の「その他」には、例えば利害関係者の同意が得られた場合など、ある前提条件の下で措置を行うこととしているものであって、現時点では当該前提条件の動向が判断できないものを計上している。
3. 達成時期の「その他」には、上記2により年度が明示できないものに加え、例えば次期中期目標期間中に措置するものなど、具体的な措置年度が特定できないものを計上している。

## <参考>各独立行政法人について講ずべき措置に対する取組状況【所管府省別内訳】

府省名	措置すべき 事項の数	達成状況			達成時期				
		達成済	達成見込み	その他	～H20年度	H21年度	H22年度	H23年度～	その他
内閣府	25	6	19	0	19	2	3	1	0
総務省	17	7	9	1	8	3	4	1	1
外務省	12	5	7	0	8	4	0	0	0
財務省	22	5	16	1	12	2	7	1	0
文部科学省	198	68	129	1	138	19	24	11	6
厚生労働省	128	41	87	0	56	20	36	13	3
農林水産省	85	40	45	0	60	7	9	8	1
経済産業省	70	26	44	0	42	9	14	5	0
国土交通省	155	55	100	0	91	20	39	5	0
環境省	18	6	12	0	13	0	1	1	3
防衛省	7	0	6	1	0	1	5	0	1
計	737	259	474	4	447	87	142	46	15

### 3. 事務・事業の見直し等の取組状況（例）（その1）

法人名	整理合理化計画のポイント	取組み状況(府省の回答)
情報通信研究機構 (総務省)	【債務保証事業】 放送のデジタル化、ブロードバンド整備の進捗状況や業務実績等を勘案し、平成22年度末までに、業務を継続させる必要性について検討する。その結果を踏まえ、債務保証業務等を実施するために設置された基金の規模について、適正なものとなるよう見直しを行う。	総合通信局や全国銀行協会等を通じた周知活動等により、債務保証の申請に関する複数の問い合わせがあったところ。今後とも本件動向や放送のデジタル化、ブロードバンド整備の進捗状況や業務実績等を踏まえ、中期目標期間終了時の平成22年度末までに業務を継続させる必要性について検討を行う。
国際協力機構 (外務省)	国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。	業務面の一体化については、統合的な業務フローを策定し、平成20年10月より業務を実施。 組織面の一体化については、平成20年10月より全ての部局を一体化。また、在外事務所については、同一国にある事務所(19カ所)全てを統合。 人事・給与制度については一本化。 (統合効果の発現は、統合から1年後を別途。) )
造幣局 (財務省)	民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造などから撤退する。	平成19年度末をもって、民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造などから撤退した。
	職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。	業務の効率化や業務量等に応じた適正な人員配置を行いつつ、業務の質の低下を招かないよう配慮し、総人員数の削減に積極的に取り組み、平成22年度末までに平成17年度と比較して10%を上回る削減を行う。
国立印刷局 (財務省)	民間と競合する市販用白書の印刷、自動車保管場所標章の印刷などから撤退する。	平成19年度末をもって、民間と競合する市販用白書及び自動車保管場所標章の印刷などから撤退した。
	職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。	業務の効率化や業務量等に応じた適正な人員配置を行いつつ、業務の質の低下を招かないよう配慮し、総人員数の削減に積極的に取り組み、平成22年度末までに平成17年度と比較して10%を上回る削減を行う。

### 3. 事務・事業の見直し等の取組状況（例）（その2）

法人名	整理合理化計画のポイント	取組み状況（府省の回答）
国立青少年教育振興機構 （文部科学省）	<p>○青少年交流の家及び青少年自然の家について、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味し、実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の整理合理化を行う。</p> <p>○原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないものについては、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とする。</p>	地方施設の有用性、有効性を検証するため、内部検討組織を立ち上げ検討を実施しており、その結論も踏まえ、平成22年度までに必要な整理合理化をおこなう。
国立美術館 （文部科学省）	東京国立近代美術館等の管理・運營業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。	実施要項の素案を作成し、官民競争入札等監理委員会と協議中。平成20年10月下旬頃に同監理委員会において審議を行う予定。
教員研修センター （文部科学省）	<p>研修事業について、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。以下については、早急に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託等により実施する研修について、実情に応じて、廃止・隔年実施等の見直しを行う。</li> <li>・海外派遣研修について、平成22年度までに存廃及び内容について見直しを行う。</li> </ul>	<p>学校評価指導者養成研修を新たに開始するとともに指導力向上指導者養成研修を廃止するなど、見直しを図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託等により実施する研修については、各研修コースの参加状況を踏まえて、研修コースの改廃を行った。              （廃止：1コース、隔年実施：2コース、休止：2コース）</li> <li>・海外派遣研修は、派遣先国の見直し及び語学研修機関の精選を行うとともに、事前研修会の内容を見直した。なお、存廃については、平成22年度までに検討する。</li> </ul>

### 3. 事務・事業の見直し等の取組状況（例）（その3）

法人名	整理合理化計画のポイント	取組み状況（府省の回答）
科学技術振興機構 （文部科学省）	<b>【科学技術情報流通促進事業】</b> ○平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ平成30年度までの新たな改善計画を策定（第Ⅱ期経営改善計画中に前倒し策定を予定）し、平成30年度時点で経常利益率20%の高収益体質の確立を目指すことにより、累積欠損金の解消を加速させる。	<b>【新たな経営改善計画による繰越欠損金の抜本的な縮減】</b> ・平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ繰越欠損金の抜本的な縮減を行うため、平成30年度までの新たな経営改善計画を以下の通り策定する予定。 ・累積欠損金の抜本的解消への道筋の明確化を実現。 ・税引前利益ベースで約73億円確保（うち法人税等15億円の納付により繰越欠損金を約58億円縮減）。 ・平成31年度以降も文献情報提供事業を遂行し、繰越欠損金を継続して縮減していく。
	○利用者ニーズの高い新商品の投入、積極的な営業活動の展開等により、増収を図るとともに、システム関連経費の見直し、収益性の悪い商品の廃止（廃止基準の策定）及び人件費等の削減等により、大幅に経費を削減する。	<b>【新たな経営改善計画における具体的方策】</b> ・JDreamⅡの検索結果文献集合を解析可視化し、グラフ・マップを作成して提供する「AnVisseers」など利用者ニーズの高い新商品の投入、JDreamⅡ訪問研修会の開催など積極的な営業活動の展開により、売上増加を図っている。 ・システム関連経費の見直し等により、経費削減等と事業の見直しを行っている。
	○科学技術情報流通促進事業（一般勘定）のデータベースについては科学技術情報政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ評価し、その必要性が低いと認められる事業につき見直しを行う。	・データベースについて、中長期的な科学技術情報政策上のビジョンの検討を開始した。 ・運営のあり方等を検討するために、外部有識者・専門家からなる「科学技術情報事業委員会」を設置し、各事業の政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ、事業評価を実施し、必要性が低いと認められた事業の見直しを行うなど、以後の事業運営に反映させることとした。
理化学研究所 （文部科学省）	<b>【新たな研究領域を開拓する独創的・萌芽的研究等研究開発事業】</b> ○当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化する。また、この方針に沿って平成20年9月末にバイオ・ミティックコントロール研究事業、平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業を廃止する。	・当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等（期間：平成20年4月～平成25年3月）で明確化した。 ・平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業を廃止した。 ・バイオ・ミティックコントロール研究事業について、平成20年9月末に廃止。



### 3. 事務・事業の見直し等の取組状況（例）（その4）

法人名	整理合理化計画のポイント	取組み状況（府省の回答）
<p>日本スポーツ振興センター （文部科学省）</p>	<p>○スポーツ振興投票事業について、日本スポーツ振興センターは、売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。</p>	<p>・平成19年度の売上は前年度を500億円上回る637億円となり、繰越欠損金を前年度末の264億円から96億円まで減少させ、かつ、助成財源として15億円を確保した。 ・平成20年度の売上については、9月13日の時点で576億円に達していることから、長期借入金について完済する予定としており、引き続き、繰越欠損金の早期解消とともにスポーツ振興に対する助成の確保に努める。</p>
	<p>○その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。</p>	<p>・スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方等について、民間調査機関の協力を得て、調査を実施中。</p>
	<p>○なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。</p>	<p>・平成20年度は、既に7月12日に年間売上計画額400億円を上回っており、今後、長期借入金の繰上償還を進め、繰越欠損金を減少させる見込みである。</p>
<p>日本学生支援機構 （文部科学省）</p>	<p>【奨学金貸与事業】 ○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。</p>	<p>・機構に設置した学校関係者、学識経験者、金融関係者等による「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、奨学金の効果的な回収方策等について検討を進め、報告書を取りまとめた（「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」平成20年6月10日）。同報告書の提言を踏まえた改善方策を今年度から順次実施するとともに、次期中期目標・中期計画（平成21年度～25年度）等に適切に反映させることとしている。</p>
	<p>○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。</p>	<p>・社会経済情勢等を踏まえつつ、教育政策の観点等から見直しの検討を進める。</p>

### 3. 事務・事業の見直し等の取組状況（例）（その5）

法人名	整理合理化計画のポイント	取組み状況(府省の回答)
<p>高齢・障害者雇用支援機構 (厚生労働省)</p>	<p>【高齢期雇用就業支援コーナー】 利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行い、存続するコーナーの一部に民間競争入札を導入する。また、次期中期目標期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討し、業務実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方を検討する。</p>	<p>・平成19年度末に、従来の47箇所を、利用ニーズが高い14か所に重点化する等業務の見直し及び箇所数の削減を行った。 ・民間競争入札の導入については、平成21年9月までに入札公告、平成22年1月から落札者による事業を実施し、契約期間を平成25年3月までの3年3か月間とすること等を内容とする民間競争入札実施計画案を平成20年5月に策定したところであり、これを踏まえつつ実施する予定。</p>
<p>福祉医療機構 (厚生労働省)</p>	<p>年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p>	<p>安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、平成20年4月から運営費交付金の廃止及び資金調達方法の変更に伴う影響(労災年金担保貸付事業は除く。)を貸付金利に適切に反映させた。</p>
<p>労働政策研究・研修機構 (厚生労働省)</p>	<p>労働政策研究事業について、民間企業、大学等の政策研究機関における研究と重複するものは行わないとの観点から、研究内容を一層厳選して実施する。</p>	<p>・プロジェクト研究の統合再編を行うなど、研究内容がより一層政策に資するものとなる研究を厳選して実施することとし、政策研究経費の削減を平成21年度概算要求に反映させた。 ・また、以上の内容を踏まえ中期目標・中期計画を改定し、平成21年4月から実施する予定。</p>
<p>水産大学校 (農林水産省)</p>	<p>【水産に関する学理及び技術の教授及び研究】 ○設置目的に沿った重点化等による講座数の削減等を平成21年度以降に実施する。</p>	<p>水産大学校の重要事項の協議を行う組織である、水産大学校運営会議の下に設けられた理事長を本部長とする業務改革推進本部が平成18年度に設置され、本件について検討を進めている。</p>
<p>農畜産業振興機構 (農林水産省)</p>	<p>保有資金について、支出実績等を踏まえ、国からの交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制する。</p>	<p>国から機構へ交付される平成20年度の交付金を214億円削減するなど、保有資金の規模拡大を抑制。</p>

### 3. 事務・事業の見直し等の取組状況（例）（その6）

法人名	整理合理化計画のポイント	取組み状況(府省の回答)
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (経済産業省)	<p>【新エネルギー・省エネルギー導入普及業務】</p> <p>○すべての事業メニューについて、次期中期目標期間中に継続の必要性や事業成果について検証し、必要性や成果が乏しいメニューを廃止するとともに、継続実施及び新たに実施する事業メニューについて、必ず終期を設定する。</p>	<p>すべての事業メニューについて継続の必要性や事業成果について検証し、平成19年度末時点で、「民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業」等5件の事業を廃止した。また、継続実施及び新たに実施する事業メニューについて終期の設定を行った。(例:住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業については平成22年度に終期を設定)</p>
日本貿易振興機構 (経済産業省)	<p>【調査・研究等業務】</p> <p>○日米中経済ワークショップ開催事業、見本市情報誌発行事業及び貿易アドバイザー試験事業について、廃止する。ビジネス日本語能力テスト事業について、民営化する。ビジネスライブラリー及びアジア経済研究所図書館の運営業務について、官民競争入札を導入する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○国際観光振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日米中経済ワークショップ開催事業、見本市情報誌発行事業及び貿易アドバイザー試験事業は平成19年度末に廃止済み。</li> <li>・ビジネス日本語能力テスト事業は平成19年度に民営化に係る入札を行い、移管先を選定済み。</li> <li>・ビジネスライブラリー及びアジア経済研究所図書館の運営業務は、平成21年度中に入札を実施し、平成22年度から業務実施を予定。</li> <li>・平成20年8月に国際観光振興機構との連絡会を開催し、海外事務所との業務連携強化に向けた取組のより具体的な方向性について検討を開始。</li> </ul>
情報処理推進機構 (経済産業省)	<p>【情報処理技術者試験業務】</p> <p>○情報処理技術者試験の試験会場の確保・試験運営業務について、次期中期目標期間中に全支部で民間競争入札を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四国支部、沖縄支部が実施している試験会場の確保及び試験運営業務(以下「試験実施業務」という。)について、平成19年度に民間競争入札を実施。平成20年度春期試験より落札者による試験実施業務を実施済み。</li> <li>・中国支部の試験実施業務について、平成20年度末までに民間競争入札を実施する予定。</li> <li>・北海道、東北、九州支部の試験実施業務を平成22年度末までに民間競争入札を順次実施予定。</li> <li>・その他の支部の試験実施業務は、平成24年度末までに順次民間競争入札を実施する予定。</li> </ul>

### 3. 事務・事業の見直し等の取組状況（例）（その7）

法人名	整理合理化計画のポイント	取り組み状況(府省の回答)
<p>航海訓練所 (国土交通省)</p>	<p>【帆船実習の在り方】 ○航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務付けられているが、平成20年度中に、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。</p>	<p>①帆船実習の義務付けの廃止 平成20年7月、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、商船系大学、商船高等専門学校等を対象とした3級海技士(航海)免許取得に係る乗船履歴に義務付けられていた帆船実習について、その義務付けを廃止した。 ②帆船実習の時期・期間の見直し 学生の就職直前の4月～9月の時期に実施されていた商船系大学の帆船実習を、平成21年から3ヵ月早めて1月～6月の時期に移行するとともに、帆船実習の期間については、21年4月から社船実習を行う学生については、従来の6ヵ月から3ヵ月に短縮するよう措置した。</p>
<p>鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (国土交通省)</p>	<p>【鉄道建設等業務】 ○現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公開する。</p>	<p>鉄道建設に係るコスト縮減策の効果については、鉄道建設本部内に設置しているコスト縮減PTにおいて検証し、一層のコスト縮減に努めている。 19年度コスト縮減の取組・効果については、ホームページ上で国民に分かりやすい形で公開する予定である。</p>
<p>国際観光振興機構 (国土交通省)</p>	<p>①通訳案内士試験業務について、平成21年度試験分から、民間競争入札を実施する。 ②ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)事業を着実に推進していくため、国際観光振興機構と一元化する。その際、海外宣伝事業担当部門は民間からの出向者・中途採用者を積極的に活用するなど、現在のVJC事務局の機能が維持できる体制を整備する。 ③日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。</p>	<p>①平成20年8月に入札公告を実施。10月上旬に落札者を決定し、12月に契約予定 ②平成20年4月1日に組織改正を行い、新設した海外プロモーション部にVJC事務局機能を移管。また、民間から新たに出向者6名を迎え、VJC事務局機能の維持を整備した。 ③平成20年4月に国際交流基金と、8月に日本貿易振興機構との間で連絡会を開催し、業務連携強化に向けた取組の方向性について検討を開始した。</p>

### 3. 事務・事業の見直し等の取組状況（例）（その8）

法人名	整理合理化計画のポイント	取り組み状況(府省の回答)
都市再生機構 (国土交通省)	<p>【都市再生事業】</p> <p>○都市再生機構が行う都市再生事業は、現在計画実行中のものを除き、防災性の向上や環境の改善、地方の都市再生など公の政策目的に資するものに限定する。</p> <p>○都市再生機構が行うべき都市再生事業の機構施行としての事業実施や参加組合員としての事業参加については、当該手法で事業を実施する必要性、事業の採算性、賃貸住宅政策上の必要性等があるものに限定することとし、そのための基準を平成19年度内に明確化する。</p>	<p>・「都市再生事業実施に係る基準について」(平成20年3月28日付け)を公表した。</p> <p>・策定に当たっては、パブリックコメントを行い、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会、19年度第3回事業評価監視委員会に対して説明を行った。</p>
	<p>【賃貸住宅事業】</p> <p>○賃貸住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨も踏まえ、募集時の優先入居や福祉施設の誘致により、政策的に配慮が必要な者への賃貸住宅供給に重点化する。</p>	<p>・賃貸住宅ストックの有効活用及び募集時の優先入居や福祉施設の誘致による高齢者、子育て世帯等への適切な賃貸住宅供給の重点化について、その方向性を定める「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を平成19年12月に策定した。</p>
	<p>【ニュータウン事業等】</p> <p>○ニュータウン事業についてはこれまでの計画を前倒しして供給・処分を完了するよう努め、特定公園施設業務についてはこれまでの計画を前倒しして業務を完了するよう努める。</p>	<p>・平成30年度末までに供給・処分を完了するよう、中止・縮小を含め、抜本的に事業計画を見直してきた。今後も引き続き、完成前における大街区での民間事業者への処分等を進め、前倒しして供給・処分を完了するよう努めている。</p> <p>・特定公園施設業務については、関係者と機構資産の処分等に係る調整を実施しており、これまでの計画を前倒しするよう努めている。</p>
環境再生保全機構 (環境省)	<p>公害健康被害補償業務は、次期中期目標期間から、業務の一部について、現在、商工会議所へ委託している徴収業務と合わせて、民間競争入札を導入する。</p>	<p>民間競争入札実施要項(案)について、入札監理小委員会(内閣府)において審議中。当該実施要項(案)に対する意見募集を8月中旬に開始。</p>



## 4. 法人の廃止・民営化等の取組状況（その1）

### 【廃止】(条件付き廃止を含む)

法人名	整理合理化計画のポイント	取り組み状況(府省の回答)
日本万国博覧会記念機構 (財務省)	大阪府の納得が得られれば、平成22年度までに独立行政法人としては廃止する。	大阪府とともに万博機構の今後の組織の在り方について検討するため、地方公共団体、経済界、有識者等を加えた懇談会を設置(平成20年9月)し、検討を行っているところ。
メディア教育開発センター (文部科学省)	平成20年度末に法人を廃止。事業の一部を放送大学学園において実施する。	メディア教育開発センターの廃止及び放送大学学園への業務移管のための平成21年度概算要求を取りまとめた。 概算要求にあたっては、①大学等におけるICT活用教育支援、②ICT活用教材等の流通・共有化、③ICT活用教育に関する調査研究などの事業に重点化を図った。
緑資源機構(農林水産省)	平成19年度限りで廃止する。	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行により、平成19年度限りで法人を解散した。

## 4. 法人の廃止・民営化等の取組状況（その2）

### 【民営化等】

法人名	整理合理化計画のポイント	取り組み状況(府省の回答)
通関情報処理センター (財務省)	特殊会社として民営化する。(平成20年度)	改正NACCS法を平成20年2月1日に第169回国会(常会)に提出し、同年5月23日に国会で可決・成立し、本年10月1日に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立。
日本貿易保険 (経済産業省)	経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月～6月にかけて産業構造審議会貿易経済協力分科会貿易保険小委員会において、今後の貿易保険制度の在り方等を審議し、パブリックコメントを経て、7月に報告書を公表。</li> <li>同報告書の結論を受けて、次期通常国会に貿易保険法改正案を提出し、平成22年度末までに移行することを予定。</li> </ul>
海上災害防止センター (国土交通省)	独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。	平成22年度までに必要な措置を講じた上で、平成23年度を目途に新たな法人形態に移行する予定。

## 5. 統合・他機関への移管の取組状況（その1）

法人名	整理合理化計画のポイント	取り組み状況(府省の回答)
<p>交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 電子航法研究所 (国土交通省)</p>	<p>交通分野の4研究機関について、1法人に統合する。 自動車審査・リコール関係部署は、自動車検査独立行政法人に移管する。</p>	<p>H23年度からの新法人への移行を目途に、4研究機関の統合に向けた条件整備について、省内関係部署及び各研究所の担当者による検討チームを設け、検討を進めているところ。</p>
<p>農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 種苗管理センター (農林水産省)</p>	<p>先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。</p>	<p>3法人統合を円滑に進めるため、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う3法人統合検討打合せ会議を設置して、業務、財務、労務等の各課題について検討を進めている。今後も統合による業務面の効果の発揮、人事・財務等の一体的な運営・管理について検討を進める。</p>



## 5. 統合・他機関への移管の取組状況（その2）

法人名	整理合理化計画のポイント	取り組み状況(府省の回答)
防災科学技術研究所 海洋研究開発機構 (文部科学省)	2法人を統合する。	平成22年4月に統合を予定し、統合に向けた作業を行っている。
大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター (文部科学省)	2法人を統合する。	平成22年4月に統合を予定し、統合に向けた作業を行っている。
国立健康・栄養研究所 医薬基盤研究所 (厚生労働省)	研究の連携を図る観点から、2法人を統合する。	統合に向け、所要の措置について検討中。
労働者健康福祉機構 労働安全衛生総合研究所 (厚生労働省)	研究業務等の一層の総合化を図る観点から、2法人を統合する。	統合に向け、所要の措置について検討中。
国立国語研究所 (文部科学省)	大学共同利用機関法人に移管する。	平成21年10月の移管を予定し、移管に向けた作業を行っている。

## 6. 非公務員化の取組状況

法人名	整理合理化計画のポイント	取組み状況(府省の回答)
統計センター (総務省)	統計法(平成19年法律第53号)の全面施行に合わせ、平成21年度に非公務員化する。	「独立行政法人統計センターの一部を改正する法律案」を第169回国会に提出。衆議院総務委員会で審議が行われた後、継続審議。
国立病院機構 (厚生労働省)	非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。	現在、非公務員化について所要の検証を行っており、平成20年度中に結論を得る予定。

# 7. 組織の在り方を検討すべき法人の取組状況

法人名	整理合理化計画のポイント	取り組み状況(府省の回答)
国民生活センター (内閣府)	消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう今後の在り方について、平成19年度内に結論を得る。	消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)において、「国の中核の実施機関として、消費者相談等を拡充するとともに、PIO-NETを刷新し、システム整備を加速する。また、広域的な消費者紛争の解決(ADR)のための体制整備を進め、平行して、運営面、組織面、人事面の改革を進める。」とされた。
雇用・能力開発機構 (厚生労働省)	法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運営業務について、民間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価を行い、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う。	平成20年3月から「雇用・能力開発機構のあり方検討会」で、法人自体の存廃について検討中。 ※行政減量・効率化有識者会議において、法人の在り方を検討した結果、法人の業務は地方、民間、他法人等で担うものとして整理されるため、同機構の廃止を軸とした「雇用・能力開発機構の存廃についての方針(大綱)」を9月17日に取りまとめた。
空港周辺整備機構 (国土交通省)	平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得る。	空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しと並行して検討中。
都市再生機構 (国土交通省)	都市再生機構の政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後に結論を得ることとする。	整理合理化計画に基づき、政策目的に沿って業務の見直しを進めるとともに、本年9月に設置する「都市再生・住宅セーフティネットあり方に関する検討会」において検討を行い、22年12月までに結論を得る予定。
住宅金融支援機構 (国土交通省)	住宅金融支援機構は、一般個人向け直接融資から撤退するなど民間金融機関の支援・補完に徹しているが、今後、更に、環境対応住宅政策の推進、住宅の耐震化、高齢者・子育て世帯等の社会政策的な配慮などの新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討し、2年後に結論を得ることとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年3月に「住宅金融のあり方に係る検討会」を設置し、住宅金融における公的な役割及び住宅金融市場を補完する機関の組織形態を検討中。</li> <li>同検討会において、平成20年6月30日に第一次の論点整理をとりまとめ、住宅金融の公的な役割等に関し一定の整理を行った。</li> <li>今後は、組織形態の変更による影響等について検討を進め、機構の在り方を整理する。</li> </ul>

※は、行政改革推進本部事務局における補足である。